○滋賀県中小企業活性化審議会規則

平成25年３月22日

滋賀県規則第６号

滋賀県中小企業活性化審議会規則をここに公布する。

滋賀県中小企業活性化審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）第17条第５項の規定に基づき、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第２条　審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、審議会の議長となる。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第４条　審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、商工労働部中小企業支援課において処理する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

滋賀県中小企業活性化審議会委員名簿

（任期：令和7年9月1日～令和9年8月31日）

令和8年10月1日時点

（敬称略、五十音順）

氏名	役職等	備考
浅見　宣義	長浜市長	
岡本 芳子	株式会社岡本建設　専務取締役	
小川　貴子	株式会社和た与　取締役	
佐藤　祐子	株式会社国華荘　代表取締役社長	
清水　康裕	清水工業株式会社　代表取締役社長	
鈴木　あつ子	滋賀県商工会女性部連合会　副会長	
田中　伸幸	株式会社滋賀銀行　取締役常務執行役員	
塚本　礼仁	滋賀県立大学人間文化学部　教授	会長代理
永井　茂一	株式会社ピアライフ　代表取締役	
西山　彰子	公募委員	
長谷川　真梨	日本労働組合総連合会滋賀県連合会　執行役員	
福田　久司	有限会社クリーニングショップ丸善　代表取締役	
藤原　英治	湖東信用金庫　常務理事	
二橋　省之	株式会社二橋商店　代表取締役	会長
堀　裕子	公募委員	
三浦　武也	大正電機製造株式会社　代表取締役	
宮本　麻里	合同会社LOCO　代表	
村田　弘司	株式会社日吉　相談役	
山下　悠	滋賀大学経済学部　准教授	
山本　身江子	滋賀県地域女性団体連合会　副会長	